公益財団法人富山市スポーツ協会表彰規程細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人富山市スポーツ協会表彰規程(以下「規程」という。) の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

- 第2条 規程第2条に基づく表彰の種類は次のとおりとする。
 - (1) 特別スポーツ功労者表彰
 - (2) スポーツ功労者表彰
 - (3) 感謝状
 - (4) 特別優秀選手及び特別優秀指導者表彰
 - (5) 優秀選手及び優秀指導者表彰
 - (6) ジュニア県体優勝選手及びジュニア県体優勝指導者表彰
 - (7) マスターズ優勝選手表彰
 - (8) 特別表彰

(表彰の対象)

- 第3条 表彰は次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 特別スポーツ功労者表彰

公益財団法人富山市スポーツ協会の発展に尽力し、会長、副会長として通算10年以上在任した者で、その功績顕著と認められる者。

(2) スポーツ功労者表彰

公益財団法人富山市スポーツ協会役員(理事、監事)として10年以上在任した満50才以上の者で、その功績顕著と認められる者。また、公益財団法人富山市スポーツ協会加盟団体の発展に尽力し、会長、副会長、理事長として通算10年以上在任した満50才以上の者で、その功績顕著と認められる者(加盟団体毎の1回の表彰は1名を限度とする)。ただし、過去における被表彰者は除くものとする。また、次号の感謝状も同

様とする。

(3) 感謝状

公益財団法人富山市スポーツ協会加盟団体において第3条第1号及び第2号以外の 役員として通算10年以上在任した満45才以上の者で、その功績が顕著と認められる 者。

(4) 特別優秀選手及び特別優秀指導者表彰

日本選手権大会、国民体育大会、全国学生選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会に出場し、優勝した選手及び指導者。または、国際大会に出場し、特に優秀な成績(3位以内)をおさめた選手及び指導者。

(5) 優秀選手及び優秀指導者表彰

第3条第4号以外の全国大会(文部科学省、(公財)日本スポーツ協会及びその加盟団体が主催する全国大会)に出場し、優勝した選手及び指導者。

(6) ジュニア県体優勝選手及びジュニア県体優勝指導者表彰

富山県民体育大会に出場し、優勝した選手及び指導者。ただし、小学生は3部の種目、中学生は2部又は3部の種目とする。

(7) マスターズ優勝選手表彰

日本スポーツマスターズ大会並びに(公財)日本スポーツ協会の加盟団体及びそれに準 ずる団体が主催するマスターズ大会に予選会を経て出場し優勝した選手。

(8) 特別表彰

特別表彰は、必要があると認められるときに、富山市のスポーツの普及、推進に功績顕著なものについて行う。

(起算基準等)

- 第4条 被表彰者は富山市に住所を有する者、または富山市出身者のうち(出身者とは、原則として中・高校生時代に市内に在住していた者とする)会長が特に認める者とする。 なお、年齢、活動年数等は、4月1日現在とする。
- 2 表彰は随時行うことができる。

3 第3条第4号から第6号の指導者(監督又はコーチ)はそれぞれ指導歴1年以上で、 種目が変更となった場合も1回限りとする。

附則

この細則は、昭和56年3月改正。

附則

この細則は、平成 5年4月改正。

附則

この細則は、平成 8年1月改正。

附則

この細則は、平成19年5月改正。

附 則

この細則は、平成19年12月改正。

附 則

この細則は、平成23年4月改正。

附則

この細則は、平成29年6月4日から施行する。

附則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和5年6月3日から施行する。

附則

この細則は、令和5年7月1日から施行する。